

国立大学法人筑波大学における教育研究費の運営及び管理体制に関する要項

平成 26 年 12 月 25 日  
学 長 決 定  
改正 令和 4 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正防止対策の基本方針（平成 19 年 5 月学長決定）第 1 項第 1 号に基づき、本学における教育研究費の運営及び管理者、並びにその者の管理監督の責任を明確にし、適正な教育研究費の運営及び管理を図るために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要項において教育研究費とは、国立大学法人筑波大学財務規則（以下「財務規則」という。）第 27 条に規定する支出予算の全ての経費をいう。

(最高管理責任者)

第 3 条 本学に、教育研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、本学の役員、教職員、学生及び教育研究費の運営・管理に関わる者（以下「構成員」という。）並びに学外に周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第 5 条に規定する部局責任者（以下「各責任者等」という。）が責任を持って教育研究費の適正な運営及び管理が行えるよう次の措置を講じなければならない。

- (1) 定期的に各責任者等から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図ること。
- (2) 基本方針の見直し、必要な予算又は必要な人員の配置を行うこと。

3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

4 最高管理責任者が自ら啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第 4 条 本学に、最高管理責任者を補佐し、教育研究費の運営及び管理について学内全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として統括管理責任者を置き、次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 教育研究費の管理 財務担当副学長
- (2) 研究に係る運営 研究担当副学長
- (3) 教育に係る運営 教育担当副学長

- 2 統括管理責任者は、第3条2項の基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定し、部局責任者に実施を指示する。
- 3 統括管理責任者は、当該実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

(部局責任者)

第5条 教育研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として部局責任者を置き、財務規則第19条に規定する予算管理者をもって充てる。

- 2 部局責任者は、統括管理責任者の指示により、次の各号に定める事項を実施しなければならない。
  - (1) 自己の管理監督又は指導する部局（事務部門を含む。以下「部局」という。）における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - (2) 部局内の全ての構成員に対し、定期的・継続的にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - (3) 部局内の全ての構成員に対し、定期的・継続的に啓発活動を実施する。
  - (4) 部局において、構成員が適正に教育研究費の運営及び管理を行っているかなどについてモニタリングを行い、必要に応じて改善指導を行う。
- 3 部局責任者は、部局において、日常的に実効的な管理監督が可能となるよう部局副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。
- 4 部局責任者は、前項の副責任者を任命した場合は、直ちに当該副責任者の氏名及び責任の範囲を学長に報告しなければならない。

(職名の公開)

第6条 最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者及び副責任者（以下「最高管理責任者等」という。）を定めたときは、その職名を公開する。

(最高管理責任者等の義務と責任)

- 第7条 最高管理責任者等は、教育研究費の運営及び管理についてそれぞれの職務を行わなければならない。
- 2 最高管理責任者等は、それぞれの職務について、責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には他の関係法令又は法人の規則により処分の対象となることがある。

(監事)

第8条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、大学全体の観点から確認するとともに、特に、統括管理責任者又は部局責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、当該計画が適切に実施されているかを確認し、役員会等において報告し、意見を述べる。

2 監事が前項に示す役割を十分に果たすことができるよう、監査室、教育研究費の不正防止対策推進委員会及び関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供等を行う。

附 記

この要項は、平成26年12月25日から実施する。

附 記

この要項は、令和4年12月 1日から実施する。